

議案第 27 号

佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例（平成18年佐倉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター」を「第43条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第4条中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

第5条第1号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。